

I. 序論

1. 家庭科の男女共修における背景とその意義

1979年、国連の総会において女子差別撤廃条約が採択され、各国が次々と批准していくなか、日本が同条約を批准したのは、1985年になってからである。6年もの年月を費やしたその理由には、3つの性差別があった。①女性に対する募集・採用・配置・退職など、雇用における性差別、②父系優先血統主義による戸籍に関する性差別、③家庭科の女子のみ履修という制度における性差別があったからである。雇用における性差別は、1985年に「男女雇用機会均等法」を制定、1984年に父母両系に改正され、性差別解消への一応の体裁は整った。しかし、3つめの家庭科の女子のみ履修に関しては、当時の文部大臣の根強い男女特性論と、戦後の経済復興を下支えする性別役割分業論があり、家庭科の男女共修の実現は容易ではなかった。条約の批准に時間を要したのは、こういった理由からである。

男女共学の家庭科をすでに実践してきた高校教員、大学教員、国会議員、市議会議員などで構成された市民組織「家庭科の男女共修をすすめる会」を中心とした運動¹などによって、1984年、「家庭科教育に関する討議会」を開くまでに至った。翌1985年、「女子差別撤廃条約」の日本批准を果たし、1989年の学習指導要領の改訂により、ようやく小学から高校まで、男女ともに共学家庭科を学ぶことになったのである。

こうして「女子差別撤廃条約」の批准と、1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、日本のなかで男女平等、ジェンダー平等を実現するための法的整備は着々と進んできたようにみえた。しかし、1990年代以降、都立七生養護学校の子どもたちから、こころとからだを学ぶ学習機会を奪った「性教育」バッシング²や、多様な家族像などを提示した家庭科教科書が検定不合格になった「家庭科攻撃」^{3・4}が起これ、男女共同参画やジェンダー・フリーに対するバッシングの力によって、世界の流れと大きく逆行する動きへと変わってしまった^{5・6}。「家庭科攻撃」以降から家庭科の教科書は、「家族のために〇〇をしよう」といった道徳教育的な文言や、「子どもを生き育てる意義」の強調など、家族の「あるべき」像が明瞭になり、こういった教科書が検定に合格している。これは、家庭科教科のみならず、中学校社会科教科においても、男女の違いを強調し、自助努力・自己責任論でまとめられた教科書が検定に合格・採択されているという事実と符合する⁷。

男女平等、ジェンダー平等を攻撃しているのは、主に「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、つくる会）の人たちや、一部の国会議員たちである。この「つくる会」の主張の特徴は、日本の歴史や文化を独自なものとして礼賛する点にある。このような思想にたてば、男女共同参画社会やそれに対応するジェンダー・フリーの概念は、これまでの性別役割分業や男らしさ・女らしさなどを問い直すということから、日本独自の文化や家族を破壊するものとして映るのであろう。「つくる会」による家庭科教科批判、ジェンダー・フリー教育に対する批判の真の意図は、「性別役割分業論」や「男女特性論」に基づき、家庭科をもとの女子のみ履修に戻したい、ということなのである。

しかし、現代の社会経済情勢や子どもとその背後にいる親の生活実態を考えれば、家庭科で教える「人権の尊重、男女の平等の理解と協力」⁸や「性の健康」⁹に関する学びは、性別問わず重要であり、より一層、男女共修の家庭科教育の充実と発展が、期待される。

2. 目的

2006年にベネッセ・コーポレーションが行った「第4回学習基本調査・学力実態調査小学生版」によれば、男子の好きな教科として第2位に家庭科が選ばれており、女性においても家庭科は第1位と、男女ともに高評価を得たという結果がある。子どもたちにとって、性別に変わりなく、家庭科と言う教科は必要なものとして受け入れている証拠だと受け止めることができるだろう。ところが、筆者が勤務する高校生の約120名、大学生約90名に家庭科のイメージについて調査したところ、「お母さん」「女子力アップ」「被服実習と調理実習」という意見が多くみられた。また、男子生徒の「家庭科ができなくても別にいい」といった発言を毎年必ず耳にしており、家庭科に対する軽視の意識や「女子対象」というイメージは、少なからず存在している。

こうした筆者の体験と同様、性別による家庭科に対する姿勢や意識の違いがみられることは、麓ら¹⁰の研究によっても明らかにされている。小・中・高校で、男女共修の家庭科を学び、家庭科は「女性のための教科ではない」と学んできたにも関わらず、生徒の家庭科教科に対するイメージを変えることは、残念ながらできていない。家庭科の男女共修が成立してから約20年経過したが、家庭科教科書は女子対象に偏ったままの内容だからなのだろうか。やはり、「家庭科攻撃」や「ジェンダー・フリーバッシング」の影響力は大きく、ジェンダー意識を変えていく家庭科教科書は、検定に合格していないのだろうか。

岡田の家庭科教科書の父親の役割分析¹¹によれば、1980年から、中学校と高等学校の教科書に、父親が、家事・育児を母親同様に分担しなければならないことが示され、1994年以降は、父親の家事・育児参加、仕事優先の是正、男女平等の精神などが提示されるようになったことが明らかにされている。また、2007年の飯村が行った高等学校家庭科における「家族」内容の分析¹²によると、性別役割分業に関する記述内容は、男女共同参画社会（基本法）、女子差別撤廃条約、ジェンダー、アンペイドワーク、男女雇用機会均等法などの記述が、分析した家庭基礎・家庭総合・生活技術の教科書8冊において見られていることを明らかにしている。

飯村が指摘していたように、家庭科教師のこれらの内容の取り扱い方によって、生徒の価値判断の基準に大きな影響を与えることが予想される。しかし、教科書に焦点をあてれば、1980年から少しずつ両性の平等の精神を提示されるようになり、2007年の時点では、男女の性別役割分業を大きく揺り戻すような記述は、されていないことがわかった。

そこで、2010年度に高等学校で使用されている教科書の記述や挿絵には、旧態依然とした男女特性論を想起させるものはあるのか、それとも、両性の平等にアプローチする記述内容は存在しているのか、それはどのように記載されているのかについて、明らかにすることを目的とする。

II. 高等学校における家庭科の教科科目の編成

高等学校における家庭科の科目は、「家庭基礎」（2単位）、「家庭総合」（4単位）、「生活デザイン」（4単位）の3科目を設けている。これらの3科目のうちいずれか1科目を必修科目として履修する。

履修単位は、「家庭基礎」は1年間で2単位、「家庭総合」「生活デザイン」では、連続した2年間で4単位である。

また、専門学科において設置される教科科目は、「生活産業基礎」「課題研究」「生活産業情報」「消費生活」「子どもの発達と保育」「子ども文化」「生活と福祉」「リビングデザイン」「装飾文化」「ファッション造形基礎」「ファッション造形」「ファッションデザイン」「服飾手芸」「フードデザイン」「食文化」「調理」「栄養」「食品」「食品衛生」「公衆衛生」の20科目である¹³。

III. 分析対象の資料

分析資料として用いた資料は、2010（平成22年）度日本で使用されている家庭科教科書の一部で、計11冊の家庭科教科書について分析する。

家庭基礎には、「新家庭基礎 生活の創造をめざして」（大修館書店）、「家庭基礎 自分らしい生き方とパートナーシップ」「新家庭基礎21」（ともに実教出版）、「新家庭基礎 ともに生きる 暮らしをつくる」（教育図書）の計4冊である。

家庭総合については、「家庭総合 生活に豊かさをもとめて」（第一学習社）、「新家庭総合 生活の創造をめざして」（大修館書店）、「新家庭総合21」（実教出版）、「新家庭総合 ともに生きる 暮らしをつくる」（教育図書）の計4冊である。

生活デザインについては、「新家庭技術」（教育図書）の1冊である。

専門学科の選択科目である子どもの発達と保育については、「発達と保育」（実教出版）、「発達と保育 育つ・育てる・育ち合う」（教育図書）の2冊を用いた。

IV. 教科書分析

1. 教科書の監修と写真・挿絵の男女比

（1）調査方法

教科書の中で表記される写真・挿絵および教科書を監修した男女の比を調べた。写真・挿絵については、丸みのある女性らしい体型の場合は女性、かなり髪の毛が短い、体格がよく男性らしい体型の場合は男性、男性とも女性とも思われる場合は不明と判断し、男女の人数を調べるとともに、子どもと男、子どもと女のペア数についても調査を行った。その際、ジェンダー・フリーな印象を与えらると思われる挿絵・写真について分析した。

（2）結果と考察

①監修の男女比

監修の男女比は、表1に示す。

「発達と保育」（実教出版）では、男女比は同数であるが、それ以外のすべての教科書において、女性が95.8～60.4%、男性は39.6～4.2%と、女性の方が多かった。中には、同じ発達と保育の分野である教育図書の「発達と保育 育つ・育てる・育ち合う」においては、女性のみが監修であった。

監修に女性が多いのは、家庭科教師を養成する大学の教員や家庭科の内容に関わる研究者が、男性よりも女性の方が多く、また、男性家庭科教師が依然として少ないため^{14・15}、教科書の監修を行うまでの経験や実績がまだ育っていないものが多いからではないか、と推測する。

②挿絵と写真の男女比

挿絵と写真の男女比は、表2に示す。

「家庭基礎 自分らしい生き方とパートナーシップ」(実教出版)と「発達と保育 育つ・育てる・育ち合う」(教育出版)の2冊は、男性よりも女性が多く登場していたが、他9冊は、女性よりも男性が多く登場していた。しかし、その差は多くて54人であり、やや多い程度である。これは、「女子対象教科」のイメージを払拭するための配慮と、男女ともに家庭科を学ぶことへの配慮であろう。

一方、子どもとのペアになると、すべての教科書において、女と子どものペアは、男と子どものペアに比べ、多くて38組少なくても4組多く掲載されていた。全体の挿絵・写真では、男女ともに学ぶことを意識して男女比に配慮しているが、子どもとの関わりにおいてでは、子育ての担い手=母親・女性というイメージが根強いことがわかる。

ジェンダー・フリーな挿絵・写真については、女性では、比較的男性に人気のあるアメフトやバスケット、サッカー、柔道といったスポーツを楽しむ女の子(実教出版の家庭基礎、第一学習社の家庭総合、第一学習社の家庭総合)や、父系家族の象徴である家長の席、つまり、床の間を背に座る女性の姿(大修館書店の家庭総合)があった。また、女性テレビカメラマンやスポーツトレーナー、そして飛行機の誘導を行うマーシャラー(実教出版の家庭基礎・家庭総合)や工場の現場監督と思われる(大修館書店の新家庭基礎、新家庭総合)の姿もあり、性別に左右されない職業人の姿があった。

男性では、発達と保育分野を除くすべての教科書において、料理をする男性の姿が掲載されていた。次に多かったのは、男子生徒や父親が子どもを抱く姿や(実教出版の新家庭総合21、教育図書の新家庭総合、教育図書の新生活技術)、おしめ換え(教育図書の新家庭基礎・新家庭総合)、子どもと入浴(大修館書店の新家庭基礎・新家庭総合、第一学習社の家庭総合)、父親同士の友人関係(実教出版の発達と保育)といった、男性が育児をしている挿絵や写真である。料理や育児だけではなく、裁縫やミシンかけをしている授業の一コマと思われる男子生徒の写真が掲載されていた(教育図書の新生活技術・新家庭総合・大修館書店の新家庭総合)。他に、編み物の講師や看護師(実教出版の新家庭基礎・新家庭総合)、家庭科教師(教育図書の家庭基礎・新家庭総合・新生活技術)といった職業に就く姿や、チアリーディングに取り組む男子グループ(実教出版の新家庭基礎・新家庭総合)の写真が掲載されていた。

女性よりも、比較的バラエティに富んだ男性の姿が掲載されていた。近年、料理番組のアシスタントに男性アナウンサーを起用する、料理を楽しむことを公言する男性芸能人、男性芸能人の料理番組や料理コーナーなど、多くのメディアを通して、男性が料理をすることへの違和感は、なくなりつつある。さらに、育児に積極的に取り組む男性=「イクメン」という言葉も流行、定着しており、料理・育児への性別役割分業意識は、表向きではあるが、ジェンダー・フリーになりつつある。従来、女性が適していると言われていた家事・育児はもちろん、裁縫・職業・スポーツに取り組む男性を掲載することによって、「家庭科は女子の教科ではない」と言うことを挿絵や写真において、明確に示していると推測する。

挿絵に見られる人物像を分析すると、女性は、比較的明るい色や赤系の色の服を多く着用し、年配の女性になると明るい色にグレーや紫などのきれいな落ち着いた色加わり、色とりどりの服を着て

いた。一方、男性をみると、青色や緑色の服を多く着用していた。また、年配の男性になると、赤系、特にピンク色を着ている挿絵はほとんど見られず、黒やグレーなどの落ち着いた色あいの服が採用されていた。挿絵の赤ちゃんは、髪の毛や体型、顔つきにおいて、どちらの性にも区別されにくく、また、黄色の服も着用し、どちらの性なのか判断しかねるものが多かった。

色彩による男女の区別は、社会で多く存在している。代表的な例として、ランドセルの色や、トイレの絵表示がある。今では赤や黒だけではなく、ピンクや青、茶など様々な色や模様を施したランドセルはあるが、赤やピンクなど赤系は女の子、黒や青など黒・青系は男の子が背負っていることが多い。トイレ表示については、男女ともに色を統一したものも存在するが、まだ多くはない。教科書の挿絵においても、性別によって、男性には青・緑系の服、女性には赤系の服と区別し、色によるジェンダー・バイアスをしていることが明らかになった。

男女ともに生徒のジェンダー観に影響を与える挿絵・写真が掲載されている一方で、母親は料理をし、父親は煙草を吸ってソファーに腰掛けている従来の性別役割分業を示す挿絵（教育図書の新家庭基礎 149p・新家庭総合 191p・新生活技術 179p）が掲載されていた。2010年「全国たばこ喫煙者調査」¹⁶によれば、男性は 10433 人、女性 10198 人とやや男性が多いものの、男女比にほとんど差はない。この調査結果から、煙草を飲みながらソファーに腰掛ける女性と、料理をする男性の挿絵に代えても、問題はないだろう。様々な家族の形として生徒に受け止めるひとつの資料として、使用できるのではないだろうか。

2. ジェンダー・フリーへのアプローチ ―ジェンダー・エクィティに関する学習内容―

(1) 調査方法と分析枠組み

教科書の中で、生徒の性別役割分業意識を変える、また、ジェンダー・フリーへのアプローチがされている、ジェンダー・エクィティに関する学習内容¹⁷と思われる記述を調査し、どのような形で提示しているのか大きく 4 つに分類し、それぞれについて分析した。

結婚・妊娠・介護の問題や家族にまつわる諸問題や課題などについて取り上げ、ジェンダーについて考えさせる記述は「家族」に分類し、労働や子育ての諸問題や課題からジェンダーについて考えさせる記述には「労働と子育て」に分類した。また、明治民法と現行民法との違いや、人権を守る条約・法律など、法律・制度の面からジェンダーについて考えさせる記述は「法律」に分類し、性別役割分業・ジェンダーという言葉をもとに記述してあるものや、性感染症やエイズ、性器の名称などセクシュアリティに関係する記述、そしてこれまでの分類にあてはまらないが、ジェンダー・セクシュアリティについて書かれている記述には、「性別役割意識・ジェンダー・セクシュアリティなど」に分類した。

(2) 結果と考察

① 家族（表 3 参照）

すべての教科書において児童虐待について取り上げており、次いで、「家」制度（大修館書店の新家庭基礎・新家庭総合、実教出版の新家庭基礎 21・新家庭総合 21、教育図書の新家庭基礎・新家庭総合・新生活技術、第一学習社の家庭総合）や、家父長制家族（実教出版の家庭基礎）についての説明があった。また、様々な家族のかたちのひとつとして、事実婚（実教出版の家庭基礎・新家庭基礎 21・新家庭総合 21、教育図書の新家庭基礎・新家庭総合・新生活技術、第一学習社の家庭総合、大修館書

店の新家庭総合) や、同性婚(実教出版の家庭基礎・新家庭基礎 21・新家庭総合 21) が取り上げられていた。家事・育児・仕事など生活時間における男女の違い(大修館書店の新家庭基礎・新家庭総合、第一学習社の家庭総合)、結婚に対する考え(大修館書店の新家庭基礎・新家庭総合、実教出版の家庭基礎、教育図書の新生活技術) や、男女差を高齢者の主な介護者を示す図(大修館書店の新家庭基礎・新家庭総合、実教出版の新家庭総合 21、教育図書の新家庭総合) などもあった。

これらの記事・資料を取り上げて、生徒に、これまで、そして、これからの家族のあり方を考えるとともに、生徒自身の家族を客観的にみつめ、性別役割分業にとらわれない生き方とは何かを学ぶ記述となっていた。

家庭科は、人が生まれてから死ぬまでの様々な諸問題を扱う分野である。ライフイベントである結婚・出産・子育てについての記述内容は欠かすことが出来ず、その記載は異性愛者を対象にしたものである。だが、教科書を手にする生徒・教員は、異性愛者ばかりではない。このようなセクシャリティに対する配慮は、多くの生徒が手にする教科書にとって、必要である。しかし、同性婚を例に、同性カップルの存在を記述し、同性愛者への配慮や視点をもっていたのは、実教出版のみである。同性愛者は、100人に2~3人と言われている。これは、クラスに必ず一人は、どちらの性と判断できない生徒が存在するということである。生徒、その家族がどんな性的指向をもっている、それに配慮し、多様な価値観を示す開かれた教科書づくりが当然のはずだ。しかし、まだ、そうではない教科書が多く存在することが明らかになった。

②労働と子育て(表4参照)

仕事と家庭の両立についての意識調査の結果(大修館書店の新家庭基礎、教育図書の新家庭基礎) や、男女別の家事労働の生活時間を示した図表(実教出版の家庭基礎・発達と保育、教育図書の新家庭基礎・新家庭総合・新生活技術・発達と保育、第一学習社の家庭総合)、そして、その国際比較(大修館書店の新家庭基礎・新家庭総合、実教出版の新家庭基礎 21・新家庭総合 21、第一学習社の家庭総合) などが、家庭における男女平等について考え、仕事と家庭の両立について考える記事や資料が掲載されていた。

また、ワーク・ライフ・バランス(第一学習社の家庭総合、実教出版の新家庭総合 21・発達と保育) の記事や、女性のM字型労働力率を示す男女別年齢就労状況の図(教育図書の新家庭基礎・新家庭総合・新生活技術、一学習社の家庭総合、大修館書店の新家庭総合、実教出版の新家庭総合 21) と、その国際比較の図(実教出版の発達と保育) など、労働の面から考える資料もあった。

子育てに関する記事は、男性の育児休業の体験談の記事(実教出版の新家庭基礎 21・新家庭総合 21・発達と保育、教育図書の新家庭基礎・新家庭総合・新生活技術) や、男性の育休取得に対する企業側の支援に対する意識(大修館書店の新家庭基礎)、出産・育児休暇保障の国際比較(実教出版の家庭基礎・発達と保育) の図表や、「三歳までは母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす」という説は全く根拠がなく、「たいていの育児は父親(男性)によっても遂行可能」とであると明記した三歳児神話に関する記事(大修館書店の新家庭基礎・新家庭総合、実教出版の新家庭基礎 21・新家庭総合 21) などがあった。

社会的な諸問題を題材に、働き方や、夫婦間の対等な関係性について考えさせる記述となっていた。

少子高齢化社会における国家の国民への期待が反映されている内容ともとれる記述として、子どもを産み、育てる喜びを記した母親や父親の手記が多数存在していた。これは、子どもを産み育てる奨

励なのか、それとも、生徒の自己肯定観を高めるものなのか、紙一重であるように感じられた。

③法律（表 5 参照）

2010 年の学習指導要領において、法律に関する事柄は、次のように述べている。

「家族・家庭と法律については、婚姻、夫婦、親子等に関する法律の基礎的知識を理解させる」とある。学習指導要領の示す「法律の基礎的知識」とは、いったいどこまでなのだろうか。

まず、11 冊すべての教科書に共通している法律は、子どもの権利条約、児童虐待防止法である。必修科目の「家庭基礎」・「家庭総合」「生活デザイン」の教科書に共通している法律は、性暴力や商品としての性やセクシュアル・ハラスメントの記事と共に DV 法についてもふれおり、女子差別撤廃条約、男女共同参画基本法、男女雇用機会均等法と育児・介護休業法に労働基準法、なかには次世代育成推進法（大修館書店の新家庭基礎、第一学習社の家庭総合）や IL0156 号条約（実教出版の新家庭総合 21）など、一步踏み込んだ法律・条約を紹介しているものもあった。

女子差別撤廃条約に関連して家庭科の男女共修化を取り上げていたのは、実教出版の家庭基礎のみであった。

婚姻・夫婦・家族に関わる法律では、明治民法を象徴する「家」制度についてふれ、現行民法との比較と、憲法による個人の尊厳と両性の平等の保証や、婚姻の条件と離婚に関する法律、親権や相続に関する法律について取り上げている。夫婦同姓制度の問題や性差別や婚外子差別などの諸問題や、家族法の改正の動きについての記載もあった。

セクシュアリティの問題として、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（実教出版の家庭基礎・新家庭基礎 21・新家庭総合 21、大修館書店の新家庭総合）や、性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律（実教出版の新家庭基礎 21、新家庭総合 21）が取り上げられていた。

子どもを産み育てることを奨励する記事は、すべての教科書にある。子どもを産み育てることと同様に、人生の大切な選択肢の一つである、産まない権利や子どもをもたない生き方についても学ばせ、生徒にいろいろな生き方があることを知らせることが、家庭科を学ぶ重要なことだと考える。

隠れた性差別であると指摘され、それが社会に認められている法律のひとつに、第三号被保険者の年金受給の制度と、配偶者控除の制度がある。現在、国の財政赤字の問題を機に、国民年金制度そのものを根本的に見直す必要にせまられ、これらの制度は専業主婦優先の税制であり、共働き世帯に不公平であるとして、ようやく大きな問題になった。この問題を取り扱っている教科書は、実教出版（新家庭基礎 21・新家庭総合 21）のみであった。社会が性別役割分業を後押ししているこれらの制度について、どんな役割を果たしているのか、これからの日本の将来を担う生徒の多くに、もっと考える必要がある事項ではないだろうか。

④性別役割分業意識・ジェンダー・セクシュアリティなど（表 6 参照）

教育図書の「新家庭基礎」を除くすべての教科書において、「性別役割分業意識」についての説明が明記されていた。この教科書は、性別役割分業意識について書かれてはいなかったものの、「ジェンダー」については明記されている。このように、性別役割分業、もしくはジェンダーについてどちらか一方は、必ず明記されており、男女特性論を持ち出した教科書は、本調査では見当たらなかった。

しかし、言葉の明記はされているが、その取り扱いには差があった。性別にとらわれない職業の選択や生き方、性的自立についての記事（実教出版の家庭基礎・新家庭基礎 21・新家庭総合 21）や、人々の性別役割分業意識の調査の結果から性別役割分業について考えさせる記述（大修館書店の新家庭基礎・新家庭総合、第一学習社の家庭総合、教育図書の新家庭総合、新生活技術）、子育ての主な担い手について考える記事（実教出版の発達と保育、教育図書の発達と保育）など、社会的な問題や家庭内の課題を取り上げ、性別役割分業やジェンダーについて考えさせる工夫がされているものもあれば、欄外に小さく、言葉の説明にとどまるもの（教育図書の新家庭基礎）もあり、教科書によって、性別役割分業観を変えていこう、ジェンダー・フリーな社会を作り上げようとする想いの違いがみられた。

セクシュアリティの記事には、男女別の体型に対する自己評価を示した図（大修館書店の新家庭基礎、教育図書の新家庭総合）や、エイズや性感染症についての記事（実教出版の新家庭基礎 21・新家庭総合 21・発達と保育、大修館書店の新家庭総合）、受精から着床まで記し、膣や子宮といった性器の名称を示した絵（教育図書の新家庭基礎・新家庭総合・新生活技術、実教出版の発達と保育）だけでなく、性交によって受精されることを明記した（実教出版の新家庭総合 21）ものもあった。また、衣生活の分野において、男女に差がある服とそうではない服の例を提示し、服装からジェンダーについてアプローチするもの（実教出版の新家庭総合 21）や、子どもの権利条約の中で、女子の人身売買の問題（教育図書の発達と保育）や女性の人権について考えるものとして、不妊治療をしない選択や子どものいない人生という選択肢など、不妊について扱う教科書（実教出版の発達と保育）もあり、セクシュアリティの問題を、様々な側面から取り上げていた。

発達と保育の教科書に記載されている母乳・授乳の記事において、教育図書には男性・父親は見当たらなかったが、実教出版では男性・父親は5人存在していた。男性・父親が母乳を与えることは、身体的に無理であるが、哺乳瓶を用いた授乳なら出来るということは、周知の通りである。この二つの教科書会社が持つ性別役割分業意識や、ジェンダー・フリーへの配慮に、大きな差が見られた。

家庭科は、衣食住に関する学びだけではなく、家庭経済や環境、家族の在り方、男女間の差別や格差など、社会の問題や課題について学ぶ教科であるとしっかり文面に明記していたのは、実教出版の新家庭基礎 21 と新家庭総合 21 である。実教出版は、家庭科の男女共修化についても取り上げており（家庭基礎）、ジェンダー・エクイティに取り組む家庭科という教科の立ち位置を理解していると考えられる。

V. まとめ

「つくる会」が指摘する、「シングルマザーをすすめ」、「専業主婦の存在を否定する」といった記述のある教科書は、本調査の分析資料には一切見当たらなかった。

事実婚や同性婚、片親家族や男性の育児など、多様な家族とそのあり方を取り上げるとともに、家族を取り巻く諸問題や課題についても取り上げ、どのように解決することが両性にとって平等なのか、法制度は海外とどのように違うのか、どう変えていくと良いのか。そして、これらを踏まえ、将来、生徒がつくると思われる家族のあり方はどんなかたちか、生徒一人一人に問うように発展していくものとなっていた。これまでもっていた生徒の性別役割分業観や家族観を問うものになっている一方、挿絵や写真では、性別によって色分けをし、女性と子どもとペアは、男性と子どものペアよりも多く、

一部、「料理をする女性、煙草をのみながら料理ができるのを待つ男性」といった従来の性別役割分業を想起させるものがあり、「家族のあるべき姿」や「性別による、あるべき姿」を示しめすものがあった。

性別役割分業、そしてジェンダーという言葉については、どの教科書も明記されているものの、その取り扱い「性教育バッシング」や「家庭科攻撃」による影響なのか、欄外に小さく書かれているといった程度だった。しかし、法律や制度、子育てや労働の問題、性別に囚われずに仕事で活躍している姿を映した挿絵・写真を通して、性別役割分業やジェンダーについて考えさせるよう明記されており、生徒自身のなかにある性別役割分業観やジェンダー観を顕在化し、揺さぶるものになっていたと思われる。

このように、性別役割分業やジェンダーについて取り扱っている一方で、セクシュアリティに対する配慮は、まだ不十分な教科書が多数を占めていた。性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律や、同性婚について、子どもを産まない権利について言及するリプロダクティブ・ヘルス/ライツや、エイズや性感染症などについてすべて記述されていたのは、実教出版の一家だけである。また、「性教育バッシング」の影響により、性器の名称を教科書で扱わないようになってしまったため、子どもの知る権利が侵されている現状のなかで、きちんと性器の名称を示し、妊娠・受精は、性交による結果であることを明記され、子どもを産む前の大事な部分をうやむやにしていないのは、先に述べた実教出版である。文科省や「つくる会」の言う「家族のあるべき姿」を示すならば、性的二元論や異性愛主義に基づいて、男性・女性の2つの性のみを示すこととなり、性同一性障害や同性愛者をはじめとする多様な性の存在は無視され、子どもを産まない権利について言及するリプロダクティブ・ヘルス/ライツを明記することは、タブーとされるのであろう。2010年に採択された教科書は、性別役割分業やジェンダーについて取り上げていても、人は事実婚であろうとどんな形でも家族・家庭をもち、子どもを産み育て、少子高齢化社会を支える「家族のあるべき」像を期待し、教科書でそれを示していることが、明らかになった。

家庭科の男女共修は、多くの人たちの運動によって勝ち得たものである。調査したすべての教科書において女子差別撤廃条約を取り扱っていたとしても、家庭科の男女共修化について明記されているのは1冊のみだった。よって、家庭科で男女が学ぶ意義を示した教科書は、この一冊だけということである。家庭科と言う教科が、どのような歴史的背景をもち、今、男女がともに同じ教科を学ぶその意味を生徒が理解しなければ、生徒の家庭科に対するジェンダー観を変えることは、到底不可能だろう。

学校教育において、教科書は子どもたちに「正しいこと」「学ぶべきこと」を伝える大きな媒体のひとつである。採択される教科書によって、生徒が育むべき「家族のあるべき」像や、これからの生き方、知るべき知識に偏りをもたらしている現状を、また、多くの側面から両性の平等にアプローチする記述内容を記す教科書が少ないという現状を、思い煩わずにはいられない。生徒が手にする、今、正しいと思われる事柄、考えなければいけない問題や課題について幅広くすべての教科書に掲載することが、子どもたちの知る権利を順守し、それが広い視野に立った真の教育となると考える。

参考・引用文献

- 1 家庭科の男女共修をすすめる会・編『家庭科、男も女も こうして拓いた共修への道』ドメス出版(1997)
- 2 日本女性学会ジェンダー研究会編『Q&A 男女共同参画/ジェンダーフリー・バッシング バックラッシュへの徹底反論』明石書店(2006)
- 3 鶴田敦子『家庭科が狙われている 検定不合格の裏に』朝日出版社(2004)
- 4 編集委員 天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代『新編 日本のフェミニズム8 ジェンダーと教育』より 堀内かおる「あるべき家族像」は教えられるか バックラッシュの中の家庭科教育—家族をめぐるポリスティックの過去・現在・未来 179-192pp 岩波出版 (2009)
- 5 木村涼子編『ジェンダー・フリー・トラブルーバッシング減少を検証する』白澤社 (2005)
- 6 浅井春夫・北村邦夫・橋本紀子・村瀬幸浩編『ジェンダーフリー・性教育バッシング ここが知りたい50のQ&A』大月書店 (2003)
- 7 人間と性教育研究協議会『季刊セクシュアリティ』74-79pp No53 (2011)
- 8 内閣府 第3次男女共同参画基本計画 (2011)
- 9 国際連合 第6回 女子差別撤廃委員会 最終見解
- 10 麓 博之・杉井淳子「中学生が抱く家庭科に対する教科意識—学校におけるジェンダーの再生産から—」奈良教育大学紀要 第54巻 第1号 183-191pp(人文・社会)(2005)
- 11 岡田みゆき「男女共同参画社会における父親の家庭役割—家庭科教科書の分析を通して—」日本家庭科教育学会誌 52(1) 18-34PP (2009)
- 12 飯村しのぶ「高等学校家庭科教科書における「家族」内容 人間生活学研究 第14号 83-94pp (2007)
- 13 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 家庭編』開隆堂(2010)
- 14 大竹美登利・鈴木貴子「都道府県の教育ジェンダー格差指数の算出の試み—家庭科男性教員比率との関わりで—」東京学芸大学紀要 総合教育科学系 59 417-425pp (2008)
- 15 麓 博之・杉井淳子「男性家庭科教師の現状と教育効果—ジェンダーの視点から—」奈良教育大学紀要 第54巻 第1号(人文・社会)193-200pp(2005)
- 16 日本たばこ産業株式会社 2010年「全国たばこ喫煙調査」
http://www.jti.co.jp/investors/press_releases/2010/0811_01/appendix_01/index.html
- 17 斎藤弘子・鶴田敦子・朴木佳緒留・丸岡玲子・望月一枝・和田典子『ジェンダー・エクィティを拓く家庭科』かもがわ出版 (2000)

本稿は『女子栄養大学共同研究 ジェンダー視点から見た中学・高校教科書の現状とその課題報告書』研究代表者：橋本紀子(2012年3月)p77-92 より再録された。

表1 教科書の監修における男女構成とその比率

科目名	家庭基礎				家庭総合				生活デザイン	子どもの発達と保育		
	新家庭基礎 生活の創造を めざして	家庭基礎 自分らしい生 き方とパート ナーシップ	新家庭基礎 2 1	新家庭基礎 ともに生きる くらしをつく る	家庭総合 生活に豊かさ をもとめて	新家庭総合 生活の創造を めざして	新家庭総合 2 1	新家庭総合 ともに生きる くらしをつく る		新生活技術	発達と保育	発達と保育 育つ・育て る・育ち合う
出版社	大修館書店	実教出版	実教出版	教育図書	第一学習社	大修館書店	実教出版	教育図書	教育図書	実教出版	教育図書	
監修の男女 構成・比	女 n (%)	42 (87.5%)	35 (85.4%)	29 (60.4%)	25 (73.5%)	23 (95.8%)	41 (85.4%)	29 (61.7%)	31 (75.6%)	27 (69.2%)	6 (50%)	13 (100%)
	男 n (%)	6 (12.5%)	6 (14.6%)	19 (39.6%)	9 (26.5%)	1 (4.2%)	7 (14.6%)	18 (38.3%)	10 (24.4%)	12 (30.8%)	6 (50%)	0 (0%)

表2 教科書別の挿絵と写真の男女数

科目名	教科書名	出版社	監修の男女構成・比		女			男			不明 人数	女と 男と 子ども 組
			女	男	人数	女と 子ども (組)	ジェンダー・フリーな 挿絵・写真	人数	男と 子ども (組)	ジェンダー・フ リーな挿絵・写真		
家庭基礎	新家庭基礎 生活の創造をめざ して	大修館書店	42 (87.5%)	6 (12.5%)	341	10	コンバインを動かす 工事監督	363	6	ゴミ出し 料理 子どもとお風呂	84	18
	家庭基礎 自分らしい生き方 とパートナーシッ プ	実教出版	35 (85.4%)	6 (14.6%)	183	9	アメフト カメラ バスケ 柔道	165	5	調理 買い物 片付け アタッチメント	49	13
	新家庭基礎21	実教出版	29 (60.4%)	19 (39.6%)	356	19	テレビカメラマン スポーツトレーナー 飛行機の誘導 (マーシャラー)	399	2	編み物 看護師 料理 チアリーディング	56	3
	新家庭基礎 ともに生きるく らしをつくる	教育図書	25 (73.5%)	9 (26.5%)	343	28		362	3	料理 家庭科教師 おしめ替え アタッチメント	51	6
家庭総合	家庭総合 生活に豊かさをも とめて	第一学習社	23 (95.8%)	1 (4.2%)	391	13	サッカー	438	9	洗濯干し だっこ お風呂 料理 買い物	71	8
	新家庭総合 生活の創造をめざ して	大修館書店	41 (85.4%)	7 (14.6%)	521	13	家長の席に座る 工事の現場監督	553	6	読みきかせ お風呂 介護 食事の片付け ミシンかけ 料理	121	29
	新家庭総合21	実教出版	29 (61.7%)	18 (38.3%)	411	18	スポーツトレーナー カメラマン 飛行機の誘導 (マーシャラー)	440	4	調理 編み物 看護師 チアリーディング だっこ 育児	54	9
	新家庭総合 ともに生きるく らしをつくる	教育図書	31 (75.6%)	10 (24.4%)	481	34		491	11	調理 介護 家庭科教師 裁縫 だっこ おしめ替え	55	20
生活デザイン	新生活技術	教育図書	27 (69.2%)	12 (30.8%)	442	31		486	7	調理 裁縫 アイロン 家庭科教師 おむつ だっこ 子どもと遊ぶ	53	9
子どもの発達と保育	発達と保育	実教出版	6 (50%)	6 (50%)	167	43		221	30	父親同士の友人関係	138	16
	発達と保育 育つ・育てる・育 ち合う	教育図書	13 (100%)	0 (0%)	165	48		117	10	男性保育士	212	4

表3 家族

科目名	家庭基礎				家庭総合				生活デザイン	子どもの発達と保育	
教科書名	新家庭基礎 生活の創造をめ ざして	家庭基礎 自分らしい生き 方とパートナー シップ	新家庭基礎21	新家庭基礎 ともに生きる くらしをつくる	家庭総合 生活に豊かさを もどめて	新家庭総合 生活の創造をめ ざして	新家庭総合21	新家庭総合 ともに生きる くらしをつくる	新生活技術	発達と保育	発達と保育 育つ・育てる・ 育ち合う
出版社	大修館書店	実教出版	実教出版	教育図書	第一学習社	大修館書店	実教出版	教育図書	教育図書	実教出版	教育図書
内容	男女別結婚相手 の条件 (14 p) 夫婦の関係 (2 0p) 「家」制度 (2 4p) 理想の家庭意識 (33p) 男女別在宅時間 の変化 (22 p) 高齢者の主な介 護者 (63p) 児童虐待 (48 p)	事実婚・同性 カップルなどの 様々な形のパー トナーとの暮ら し (18p) 家父長制家族 (23p) 生活技術の必要 性 (30p) 不妊治療と養子 縁組 (32p) 男女別結婚・家 族に関する意識 (168p) 児童虐待 (24 p・50～51 p)	事実婚・同性婚 (1 8p) 「家」制度 (16p) 児童虐待 (45p)	事実婚 (10 p) 「家」制度 (2 2p) 児童虐待 (17 p・47p)	事実婚 (17 p) 家事の担当 (2 9p・184 p) 「家」制度 (2 0p) 児童虐待 (50 p)	男女別結婚相手 の条件 (16 p) 事実婚 (18 p) 夫婦の関係 (2 0p) 男女別在宅時間 の変化 (22 p) 「家」制度 (2 4p) 結婚についての 考え (25p) 男女別教育や結 婚に対する意識 (35p) 夫の立ち会い分 娩 (68p) 児童虐待 (88 p) 高齢者の主な介 護者 (105 p)	「家」制度 (18 p) 高齢者の主な介 護者 (73p) 児童虐待 (53 p) 事実婚 (19p・ 20p) 同性婚 (20p)	事実婚 (10 p・14p) 「家」制度 (1 6p・22p) 児童虐待 (51 p) 父親・母親の理 解度の国際比較 (18p) 高齢者の主な介 護者 (66p)	事実婚 (10 p・14p) 「家」制度 (1 6p・22p) 児童虐待 (17 p・47p) 男女別結婚・独 身の利点 (10 p)	児童虐待 (55 p・117p・ 131p)	女性の社会進出 が少子化の要因 の一つ (105 p) 児童虐待 (12 6～127p)

表4 労働と子育て

科目名	家庭基礎				家庭総合				生活デザイン	子どもの発達と保育	
	教科書名	新家庭基礎生活の創造をめざして	家庭基礎自分らしい生き方とパートナーシップ	新家庭基礎21	新家庭基礎ともに生きるくらしをつくる	家庭総合生活に豊かさをもためて	新家庭総合生活の創造をめざして	新家庭総合21		新家庭総合ともに生きるくらしをつくる	新生活技術
出版社	大修館書店	実教出版	実教出版	教育図書	第一学習社	大修館書店	実教出版	教育図書	教育図書	実教出版	教育図書
内容	職業生活と家庭生活の両立における男女平等意識 (15P・32・33P) 夫婦の家事・育児時間の国際比較 (13P) 男性の育児取得に対する企業の意識 (32P) 3歳児神話の非科学的根拠 (46P)	男女別年金受給金額の差 (24P) 男女の年齢別家事時間 (29P) 労働と生活時間 (31P) 育児性 (36P) 出産・育児休暇保障の国際比較 (37P) 職業の性別分布 (167P)	男女別賃金格差の国際比較 (11P) 家事時間の国際比較 (13P) 男女別戦後の労働力変化 (15P) 3歳児神話の非科学的根拠 (30P) 男性の育児休業 (30P)	男女別労働と生活時間と考える方 (12P) 男女別年齢別労働状況 (20P) 男性の育児休業 (21P) 夫婦の家事・育児時間 (21P)	男女別年齢別労働状況 (12P) フレー・ライオン・パランス (13P) 夫婦の家事・労働時間 (14P) 国際比較による家事・育児の取り組み (30P) 男性の育児休業 (43P) 夫婦の育児時間・育児のかかわり (43P・44P)	夫婦の家事・育児時間 (15P) 男女別年齢別労働状況 (32P) 男女の賃金格差 (35P) 3歳児神話の非科学的根拠 (86P) 男女別子育ての問題 (94P)	男女別賃金格差の国際比較 (13P) 男女別年齢別労働状況 (17P) フレー・ライオン (14P) 男女別家事・育児時間の国際比較 (15P) 男性の育児休業 (33P) 科学的根拠 (33P)	男女別家事労働の生活時間 (12P・21P) 男性の育児休業 (21P) 男女別年齢別労働状況 (20P)	男女別家事労働の生活時間 (12P・21P) 男性の育児休業 (21P) 男女別年齢別労働状況 (20P)	夫婦の家事・育児時間 (116P) 男女別出産・子育てにおける仕事への影響 (116P) 育児休業制度の国際比較 (138P) 男性の育児休業 (138P) フレー・ライオン・パランス (141P) 男性の労働時間 (141P) 女性の労働力率の国際比較 (141P)	夫婦の家事・生活時間 (107P) 母親の育児不安 (107P・108P・122P・139P)

表5 法律

科目名	家庭基礎	家庭総合	生活デザイン	子どもの発達と保育	発達と保育										
教科書 新家庭基礎 生活の制度をめぐって	新家庭基礎 自分らしい生き方と パートナーシップ	新家庭総合21	新家庭総合 ともし生きる 暮らし をつくる	新家庭総合 生活に働きをもとめ て	新家庭総合 ともし生きる 暮らし をつくる	新家庭総合21	新家庭総合 生活の制度をめぐって	新家庭総合21	新家庭総合 ともし生きる 暮らし をつくる	新家庭総合 生活の制度をめぐって	新家庭総合21	新家庭総合 ともし生きる 暮らし をつくる	新家庭総合 ともし生きる 暮らし をつくる	新家庭総合 ともし生きる 暮らし をつくる	新家庭総合 ともし生きる 暮らし をつくる
出版社 大修館書店	実教出版	実教出版	教育図書	第一学習社	大修館書店	実教出版	教育図書	教育図書	教育図書	実教出版	教育図書	実教出版	教育図書	教育図書	教育図書
民法(20P)・ 児童虐待防止法(20 P)	男女共同参画基本法 (12P)・⑩D) リニア/クローズ・ ヘルツ/ライアツ(14P) 子どもの権利条約(1 4P)・50～52P・ 54P)	男女雇用機会均等法 (10P・22P)・ハラス メント(10P・22 P)	民法(17P・⑩P) 児童虐待防止法(⑩P) 明治民法と現行民法の 違いと婚姻・夫婦・家 族に関する法律(22 P)・25P・⑩P)	性暴力とDV法(13 P)・21(4P) 男女雇用機会均等法 (14P・21(4P) P)	民法(20P) 児童虐待防止法(20 P)	民法(12P)・35P)・ リニア/クローズ・ ヘルツ/ライアツ(23P・ 35P)	民法(17P・⑩P) 児童虐待防止法(25 P)・51P・⑩P)	民法(17P・⑩P) 児童虐待防止法(25 P)・51P・⑩P)	民法(17P・⑩P) 児童虐待防止法(25 P)・51P・⑩P)	民法(12P)・35P)・ リニア/クローズ・ ヘルツ/ライアツ(23P・ 35P)	民法(12P)・35P)・ リニア/クローズ・ ヘルツ/ライアツ(23P・ 35P)	民法(12P)・35P)・ リニア/クローズ・ ヘルツ/ライアツ(23P・ 35P)	民法(12P)・35P)・ リニア/クローズ・ ヘルツ/ライアツ(23P・ 35P)	民法(12P)・35P)・ リニア/クローズ・ ヘルツ/ライアツ(23P・ 35P)	民法(12P)・35P)・ リニア/クローズ・ ヘルツ/ライアツ(23P・ 35P)
民法(24P)・ 児童虐待防止法(30・ 31・49P)	個人の尊厳と両性の平 等(24P) 男女共同参画基本法 (30P) 児童虐待防止法(51 P)	子どもの権利条約(2 0P)・48～49P)	児童虐待防止法(20 P)・25P・67P・ ⑩P)	児童虐待防止法(20 P)・25P・67P・ ⑩P)	民法(24P)・ 児童虐待防止法(30・ 31・49P)	個人の尊厳と両性の平 等(24P) 男女共同参画基本法 (30P) 児童虐待防止法(51 P)	個人の尊厳と両性の平 等(24P) 男女共同参画基本法 (30P) 児童虐待防止法(51 P)	個人の尊厳と両性の平 等(24P) 男女共同参画基本法 (30P) 児童虐待防止法(51 P)	個人の尊厳と両性の平 等(24P) 男女共同参画基本法 (30P) 児童虐待防止法(51 P)	個人の尊厳と両性の平 等(24P) 男女共同参画基本法 (30P) 児童虐待防止法(51 P)	個人の尊厳と両性の平 等(24P) 男女共同参画基本法 (30P) 児童虐待防止法(51 P)	個人の尊厳と両性の平 等(24P) 男女共同参画基本法 (30P) 児童虐待防止法(51 P)	個人の尊厳と両性の平 等(24P) 男女共同参画基本法 (30P) 児童虐待防止法(51 P)	個人の尊厳と両性の平 等(24P) 男女共同参画基本法 (30P) 児童虐待防止法(51 P)	個人の尊厳と両性の平 等(24P) 男女共同参画基本法 (30P) 児童虐待防止法(51 P)
労働基準法(49P) 児童虐待防止法(5 0)・51P)	特別養子縁組制度(3 P) 育児・介護休業法と男 女雇用機会均等法(3 7P)	児童虐待防止法(4 8P)・⑩P)	児童虐待防止法(4 8P)・⑩P)	児童虐待防止法(4 8P)・⑩P)	労働基準法(49P) 児童虐待防止法(5 0)・51P)	特別養子縁組制度(3 P) 育児・介護休業法と男 女雇用機会均等法(3 7P)	特別養子縁組制度(3 P) 育児・介護休業法と男 女雇用機会均等法(3 7P)	特別養子縁組制度(3 P) 育児・介護休業法と男 女雇用機会均等法(3 7P)	特別養子縁組制度(3 P) 育児・介護休業法と男 女雇用機会均等法(3 7P)	労働基準法(49P) 児童虐待防止法(5 0)・51P)	労働基準法(49P) 児童虐待防止法(5 0)・51P)	労働基準法(49P) 児童虐待防止法(5 0)・51P)	労働基準法(49P) 児童虐待防止法(5 0)・51P)	労働基準法(49P) 児童虐待防止法(5 0)・51P)	労働基準法(49P) 児童虐待防止法(5 0)・51P)
児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)
児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)	児童虐待防止法(3 1)・49P)

丸囲みの数字は口絵のページ数

表6 性別役割分業意識・ジェンダー・セクシュアリティなど

科目名	家庭基礎			家庭総合					生活デザイン	子どもの発達と保育	
	教科書名	出版社	家庭基礎	新家庭総合 生活の創造を めざして	新家庭総合 21	新家庭総合 21	新家庭総合 21	新家庭総合 21		新家庭総合 21	新家庭総合 21
「ジェンダー」の記述	大修館書店 性別役割意識の調査(30p) 子育てと親の責任・役割(46p)	実教出版 「女らしさ」に「男らしさ」とはわからない生き方(13p) 性別役割分業に対する支持の低下(169p)	実教出版 性別役割分業の変化(4p) 性別にとらわれない職業の選択 ⑦P・5p) 日本男性の家事時間と少ない要因として(13p) 性的自立(8p)	教育図書 新家庭基礎ととも生きるくらしをつくる	第一学習社 性別役割分業意識とは(12p) 男性保育士(47p) 専業主夫(61p)	大修館書店 性別役割分業意識にとらわれない生き方(11p・86p) 職場での男女観(35p)	実教出版 性別にとらわれない職業の選択(5p・4p) 性別役割分業意識の変化(4p・6p) 日本男性の家事・育児時間が少ない要因として(15p)	教育図書 性別役割分業意識の変化(19p)	教育図書 性別役割分業意識の考え(19p)	実教出版 子育ての喜びは母親だけのものではない(3p) 親の役割(115p) 母親の孤立化(116~117p)	教育図書 仕事と子育ての両立から(8p)
男女別体型に 対する自己評価 (183p)	ジェンダーとは(12p) ジェンダー・エクイティ(12p) ジェンダーを固定的にとらえない生き方(169p)	ジェンダーとは(9p)	ジェンダーとは(19p)	ジェンダーとは(10p) 自分の性に対する思い(10p) 男女別における特定の異性を好きになつた場合について(10p) 「母親の姿が見えないと探す」「母親と他人との区別がつく」(36p)	ジェンダーとは(11p)	ジェンダーとは(19p)	ジェンダーとは(19p)	ジェンダーとは(19p)	授乳と着床の図(16p) 母子分離不安(49p) 性感染症(18p) 母乳・授乳(父親の姿あり)(65~67p) 不妊治療(137p)	女子の人身売買(15p) 母乳・授乳(父親の姿無し)(60~63p)	
「ジェンダー」の記述	男女間の差別・格差(4p) エイズ(5p)	受構から着床までの図(30p)	ジェンダーとは(19p)	性感染症(66p)	性感染症(66p) 男女間の差別・格差(4p) エイズ(5p) 性感染症(34p) 「性交によつて膈内に射精された精子は・・・」(38p) 男女差がある・ない衣服の例(135p)	妊娠までの成立の図(29p) 性感染症(28p) 男女別体型の自己評価(87p)	妊娠までの成立の図(30p)	授乳と着床の図(16p) 母子分離不安(49p) 性感染症(18p) 母乳・授乳(父親の姿あり)(65~67p) 不妊治療(137p)			
その他											

丸囲みの数字は口絵のページ数